

令和7年度 9月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 7 年度 9 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 7 年 9 月 12 日(金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(9 月議事録署名委員 高野委員、鎮目委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 3 号 令和 7 年笛吹市議会第 3 回定例会提出議案について
 - (2) 議案第 11 号 変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))
 - (3) 議案第 12 号 変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))
 - (4) 議案第 13 号 変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))
 - (5) 議案第 14 号 動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))
 - (6) 議案第 15 号 笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則の制定について
 - (7) 議案第 16 号 令和 7 年度教育に関する事務の点検・評価報告書(令和 6 年度実施事業)について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 7 年 10 月 14 日(火) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第3号（9月）

令和7年笛吹市議会第3回定例会提出議案について

教育委員会

令和 7 年笛吹市議会第 3 回定例会会期日程

○会 期：令和 7 年 9 月 2 日（火）～9 月 26 日（金）

25 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8 月 25 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
9 月 2 日	火	本 会 議	午後 1 時 30 分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
3 日	水	休 会		
4 日	木	休 会		
5 日	金	休 会		
6 日	土	休 会		
7 日	日	休 会		
8 日	月	休 会		
9 日	火	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び代表質問
10 日	水	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
11 日	木	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 （予備日）
12 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
13 日	土	休 会		
14 日	日	休 会		
15 日	月	休 会		
16 日	火	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
17 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
18 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
19 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
20 日	土	休 会		
21 日	日	休 会		
22 日	月	休 会		(常任委員会予備日)
23 日	火	休 会		
24 日	水	休 会		
25 日	木	休 会		
26 日	金	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・委員会の審査報告・討論・採決

令和7年笛吹市議会第3回定例会提出議案一覧表(令和7年9月2日提出(告示日8月25日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
1	報告第5号	令和6年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	財政課
2	議案第65号	笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務課
3	議案第66号	笛吹市職員給与条例の一部改正について	総務課
4	議案第67号	笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	総務課
5	議案第68号	笛吹市健康増進施設条例の一部改正について	市民活動支援課
6	議案第69号	笛吹市学童保育室条例の一部改正について	子育て支援課
7	議案第70号	笛吹市水道事業給水条例の一部改正について	水道課
8	議案第71号	笛吹市下水道条例の一部改正について	下水道課
9	議案第72号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について	財政課
10	議案第73号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	財政課
11	議案第74号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	財政課
12	議案第75号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	財政課
13	議案第76号	令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について	財政課
14	議案第77号	令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について	財政課
15	議案第78号	令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
16	議案第79号	令和7年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
17	議案第80号	令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
18	議案第81号	令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
19	議案第82号	令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
20	議案第83号	令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課

令和7年笛吹市議会第3回定例会提出議案一覧表(令和7年9月2日提出(告示日8月25日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
21	議案第84号	令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
22	議案第85号	令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
23	議案第86号	令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
24	議案第87号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について	企業総務課
25	議案第88号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	企業総務課
26	議案第89号	令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課
27	議案第90号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
28	議案第91号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
29	議案第92号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
30	議案第93号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
31	議案第94号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
32	議案第95号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
33	議案第96号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
34	議案第97号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
35	議案第98号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
36	議案第99号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
37	議案第100号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
38	議案第101号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
39	議案第102号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
40	議案第103号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課

令和7年笛吹市議会第3回定例会提出議案一覧表(令和7年9月2日提出(告示日8月25日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
41	議案第104号	令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について	企業総務課
42	議案第105号	令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について	企業総務課
43	議案第106号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について	企業総務課
44	議案第107号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について	企業総務課
45	議案第108号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について	企業総務課
46	議案第109号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))	教育総務課
47	議案第110号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))	教育総務課
48	議案第111号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))	教育総務課
49	議案第112号	動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))	教育総務課
50	議案第113号	市道廃止について	土木課

令和7年度 9月補正 予算要求総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出要求額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	217,072			162,700	54,381	-9
学校教育課	4,844				1,320	3,524
生涯学習課	4,556	1,500		1,300	1,700	56
文化財課	75					75
						0
						0
						0
						0
部（局）計	226,547	1,500	0	164,000	57,401	3,646

教育委員会所管 予算・決算総括表 (一般会計)

【歳 入】

款	項	予算現額	決算額	増減額	備考
13	分担金及び負担金	38,473,000	39,241,960	768,960	
	02 負担金	38,473,000	39,241,960	768,960	
14	使用料及び手数料	2,439,000	3,144,809	705,809	
	01 使用料	2,439,000	3,144,809	705,809	
15	国庫支出金	307,100,000	303,319,600	▲ 3,780,400	
	02 国庫補助金	307,100,000	303,319,600	▲ 3,780,400	
16	県支出金	204,489,000	147,244,300	▲ 57,244,700	
	02 県補助金	202,656,000	145,436,300	▲ 57,219,700	
	03 県委託金	1,833,000	1,808,000	▲ 25,000	
17	財産収入	0	800,000	800,000	
	02 財産売払収入	0	800,000	800,000	
21	諸収入	32,296,000	32,167,262	▲ 128,738	
	02 市預金利子	0	0	0	
	04 雑入	32,296,000	32,167,262	▲ 128,738	
教育委員会歳入計		584,797,000	525,917,931	▲ 59,679,069	

教育委員会所管 予算・決算総括表 (一般会計)

【歳 出】

款	項	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
10 教育費		5,854,906,000	4,566,305,113	604,795,000	752,334,887	
	01 教育総務費	979,390,000	722,994,718		256,395,282	73.82
	02 小学校費	815,266,000	680,921,571	37,136,000	97,208,429	83.52
	03 中学校費	1,671,978,000	1,115,365,253	499,130,000	57,482,747	66.7
	04 社会教育費	889,969,000	755,731,824	68,529,000	134,237,176	84.91
	05 保健体育費	647,833,000	504,668,976		143,164,024	77.9
	06 学校給食費	850,470,000	786,622,771		63,847,229	92.49
教育委員会歳出計		5,854,906,000	4,566,305,113	604,795,000	752,334,887	77.99

議案第11号（9月）

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))

教育総務課

議案第 109 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 55,000,000 円(減額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)について、工事内容を変更する必要が生じたことにより、契約金額の減額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 1,320,000,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体 |
| | 代表構成員 山梨県笛吹市御坂町井之上 1511 番地 |
| | 株式会社飯塚工業 |
| | 代表取締役 飯塚 潤 |
| 構成員 | 山梨県笛吹市御坂町金川原 850-1 |
| | 株式会社地場工務店 |
| | 代表取締役 地場 亜紀子 |

建設工事請負変更仮契約書

(第2回)

1. 契約番号 5061000014
2. 工事名 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項

- (1) 請負代金額 金55,000,000円 (減額)
- 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金5,000,000円 (減額)〕
- (2) 工事内容 別紙のとおり

令和 6年 6月26日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部7
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

受注者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体

代表構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町井之上1511
商号又は名称 株式会社 飯塚工業
代表者職・氏名 代表取締役 飯塚 潤

構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町金川原850-1
商号又は名称 株式会社 地場工務店
代表者職・氏名 代表取締役 地場 亜紀子

(議決日) 令和 年 月 日

議案第12号（9月）

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))

教育総務課

議案第 110 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 3,707,000 円(増額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)について、工事内容を変更する必要があることにより、契約金額の増額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 163,207,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | 山梨県笛吹市八代町南 755 番地 1 |

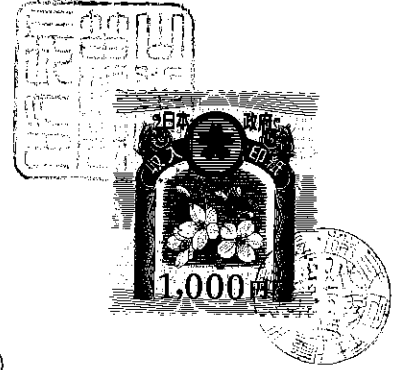
株式会社 滝沢電気

代表取締役 滝沢 真一



建設工事請負変更仮契約書

(第2回)



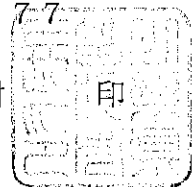
1. 契約番号 5061000011
2. 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項
 - (1) 請負代金額 金3,707,000円 (増額)
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金337,000円 (増額)〕
 - (2) 工 事 内 容 別紙のとおり

令和 6年 6月26日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者	住 所	山梨県笛吹市石和町市部777-7
	職 氏 名	笛吹市長 山下 政樹



受注者	住 所	山梨県笛吹市八代町南775-1
	商号又は名称	株式会社 滝沢電気
	代表者職・氏名	代表取締役 滝沢 真一



(議 決 日) 令和 年 月 日



議案第13号（9月）

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))

教育総務課

議案第 111 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 6,369,000 円(増額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)について、工事内容を変更する必要が生じたことにより、契約金額の増額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 320,969,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事(機械設備)共同企業体 |

代表構成員 山梨県笛吹市御坂町尾山 323 番地 1

有限会社タナカ設備

代表取締役 田中 征志

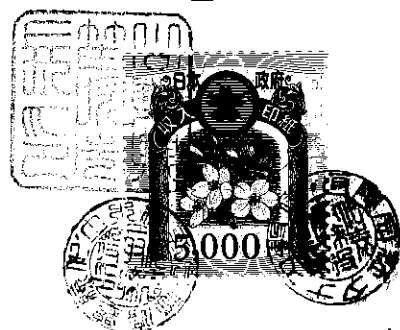
構成員 山梨県笛吹市一宮町小城 213 番地 8

株式会社佐野緑化土木

代表取締役 佐野 一弥

建設工事請負変更仮契約書

(第2回)



1. 契約番号 5061000051
2. 工事名 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項



- (1) 請負代金額 金 6,369,000円 (増額)
- [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 579,000円 (増額)]
- (2) 工事内容 別紙のとおり

令和 6年 7月16日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



受注者 タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事
(機械設備)共同企業体

代表構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町尾山323-1
商号又は名称 有限会社タナカ設備
代表者職・氏名 代表取締役 田中 征志



構成員 住 所 山梨県笛吹市一宮町小城213-8
商号又は名称 株式会社佐野緑化土木
代表者職・氏名 代表取締役 佐野 一弥



(議決日) 令和 年 月 日

議案第14号（9月）

動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))

教育総務課

議案第 112 号

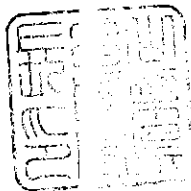
動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 御坂中学校備品購入(家具・電化製品) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 45,738,000 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町今井 185-2
株式会社小林事務機
代表取締役 小林 茂樹 |

提案理由

御坂中学校備品購入(家具・電化製品)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物 品 売 買 仮 契 約 書

1. 契約番号 5073000035
2. 件名 御坂中学校備品購入（家具・電化製品）
3. 契約金額 金 45,738,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 4,158,000円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年1月8日
6. 納入場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

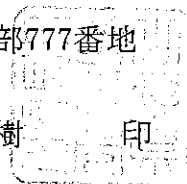
この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和7年8月18日

買受人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町市部777番地
		笛吹市
	職・氏名	笛吹市長 山下 政 樹 印



売渡人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町今井185番地の2
	商号又は名称	株式会社 小 林 事 務 機 関
	代表者職・氏名	代表取締役 小 林 茂 樹 印



(議決日) 令和 年 月 日
(本契約日)



議案第15号（9月）

笛吹市立の小中学校に就学すべき者の
指定校の変更及び区域外就学に関する
規則の制定について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会規則第 号) 笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則
趣旨 目的	指定校の変更を許可し、又は区域外就学を承諾する際の基準及び手続を明確化するため、規則を制定する。
概要	学校教育法施行令に基づき、市内の就学予定者が就学すべき小学校又は中学校は、教育委員会が指定する。ただし、同令第8条又は第9条の規定により、保護者の申出が相当と認めるときは、指定校の変更(市内の別の学校へ指定を変更)を許可し、又は区域外就学(市外の児童生徒の市内学校への就学)を承諾することができる。 ついては、許可又は承諾の基準及び手続を次のとおり規定する。 1 許可又は承諾の要件(10 区分) 転居、一時転居、転居予定、両親共働き・ひとり親家庭、希望校に兄弟が在籍、調整区域、中学校進学、教育上の配慮、地理的事情、特殊事情 2 許可又は承諾の期間 事由によって、最終学年修了まで、学年末まで又は特定の期間 3 申立ての手続 申請書(様式第1号)に必要書類を添付の上、教育委員会に提出 4 その他 区域外就学の承諾に際しては、児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会と協議
経過	指定校の変更を認める際の要件については、市町村の教育委員会で決定の上、申立ての手続と併せて公表すべきものとされている。 本市においては、市 HP に当該要件を掲載し公表に努めてきたところ、その法的位置付けを明確化し、申立て手続と併せてより一層の周知を図るため、類似の手続である区域外就学とともに、必要な事項を定める教育委員会規則を制定することとした。
関係 法令	学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)
予算 措置	
その他	

笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会委員長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第8条に規定する指定校の変更及び第9条に規定する区域外就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可又は承諾の基準等)

第2条 指定校の変更を許可し、若しくは区域外就学を承諾する際の基準、期間及び必要書類は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 児童又は生徒について指定校の変更又は区域外就学をさせようとする保護者は、就学指定校変更(区域外就学)申請書(様式第1号)に別表に掲げる必要書類を添付して、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(指定校の変更の許可)

第4条 教育委員会は、前条の規定による指定校の変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは指定校変更許可通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは指定校変更不許可通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定校の変更を許可したときは、令第7条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

(区域外就学の承諾)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による区域外就学の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは区域外就学承諾通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときは区域外就学不承諾通知書(様式第5号)によりその理由を付して、申請のあった保護者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により区域外就学を承諾しようとするときは、あらかじめ、当該児童又は生徒が住所を有する市町村(特別区を含む。)の教育委員会に協議するものとする。

(許可又は承諾の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の規定による許可又は前条第1項の規定による承諾を受けた保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可又は承諾を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可又は承諾を受けたとき
- (2) 申請の事由が消滅したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、許可又は承諾を行うことが適当でないと認めるとき

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に許可又は承諾を受けている指定校の変更及び区域外就学については、それぞれこの規則により許可又は承諾がなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

指定校変更の許可又は区域外就学の承諾の基準等

区分	許可又は承諾の基準	期間	必要書類
1 転居	他の通学区域に転居した場合であって、引き続き現在の在籍校に就学を希望するとき	指定校の変更にあつては最終学年修了まで、区域外就学にあつては学年末まで	
2 一時転居	住宅の新築又は改築のため他の通学区域に一時転居した場合であつて、当該新築又は改築の完了後に現在の在籍校の通学区域に再転居することが確実なとき	再転居するまで	建築確認書の写し又はそれに類するもの
3 転居	住宅の新築、取得、賃借等によ	転居するま	建築確認書、

予定	り学期の途中に転居が予定されている場合であって、学期の初めから転居予定地が所在する通学区域の小学校又は中学校に就学を希望するとき	で	売買契約書、入居証明書その他の転居予定が確認できる書類
4 両親共働き・ひとり親家庭	両親が共働きの家庭又はひとり親の家庭において、保護者の勤務を理由に親族の住居等へ児童を預ける場合であって、預け先が所在する通学区域の小学校へ就学を希望するとき	最終学年修了まで	勤務証明書 児童の預け先が確認できる書類
5 希望校に兄弟が在籍	兄又は姉が指定校の変更の許可を受け在籍している小学校又は中学校に就学を希望するとき	最終学年修了まで	
6 調整区域	教育委員会が別に指定する調整区域内から、当該指定により就学が認められている小学校又は中学校への就学を希望するとき	最終学年修了まで	
7 中学校進学	指定校の変更の許可を受け在籍している小学校を卒業後、当該小学校の通学区域を通学区域に含む中学校に就学を希望するとき	最終学年修了まで	
8 教育上の配慮	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への就学が極めて困難なとき	必要な期間	医師による証明書その他の教育委員会が必要と認める書類
	指定校の変更又は区域外就学が、いじめ、不登校等の状況の改善に資すると認められるとき	最終学年修了まで	教育委員会が必要と認める書類
9 地理的理由	通学距離がより短い小学校又は中学校に指定校の変更を希望す	最終学年修了まで	教育委員会が必要と認める

	る場合であって、原則として就学の前にあらかじめこの規則による申請を行ったとき		書類
10 特殊事情	上記に掲げるもののほか、就学指定校への就学が困難と認められる特別な事情があるとき	必要な期間	教育委員会が必要と認める書類

年 月 日

笛吹市教育委員会 教育長 様

保護者 氏名
電話番号

就学指定校変更(区域外就学)申請書

笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則第 3 条の規定により、次のとおり指定校の変更(区域外就学)を申請します。

現住所					
☐ 前住所 ☐ 転居予定住所					
児童・生徒氏名		性別	生年月日		学年
(ふりがな)		男・女	年 月 日		小・中 年
(ふりがな)		男・女	年 月 日		小・中 年
(ふりがな)		男・女	年 月 日		小・中 年
指定校					
希望校					
就学期間		年 月 日～ 年 月 日 (☐ 卒業まで ☐ 学年末まで)			
申請事由 (いずれかを チェック☑)		☐ 転居 ☐ 両親共働き・ひとり親家庭 ☐ 希望校に兄弟が在籍 ☐ 一時転居(転居期間： 年 月 日～ 年 月 日) ☐ 転居予定(転居予定日： 年 月 日) ☐ 調整区域 ☐ 中学校進学 ☐ 教育上の配慮 ☐ 地理的理由 ☐ 特殊事情			
(申請理由)					
宣誓欄		・ 申請に虚偽があった場合、申請事由が消滅した場合等は、児童・生徒を本来の指定校に転校させます。 ・ 通学に関しては安全に細心の注意を払い、通学上の諸問題についての責任を負います。 保護者署名			

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市教育委員会
教育長



指定校変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった指定校の変更について、笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり許可したので通知します。

1 現住所

2 児童・生徒氏名

3 許可理由

4 新たに指定した小学校又は中学校

5 許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 3 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市教育委員会
教育長



指定校変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった指定校の変更について、笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり不許可としたので通知します。

不許可の理由

様式第 4 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市教育委員会
教育長



区域外就学承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった区域外就学について、笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり承諾したので通知します。

1 現住所

2 児童・生徒氏名

3 承諾理由

4 区域外就学を承諾した小学校又は中学校

5 承諾期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 5 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市教育委員会
教育長



区域外就学不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった区域外就学について、笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定校の変更及び区域外就学に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり不承諾としたので通知します。

不承諾の理由

議案第16号（9月）

令和7年度教育に関する事務の点検・評価報告書(令和6年度実施事業)について

笛吹市教育委員会

令和 7 年度
教育に関する事務の点検・評価報告書
(令和 6 年度実施事業)

令和 7 年 9 月
笛吹市教育委員会

笛吹市教育委員会事務事業の点検・評価に対する概要

1 点検・評価の趣旨

笛吹市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項(教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。)の規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の事務事業を点検し評価する。

2 点検・評価の実施方法

令和 6 年度に教育委員会が実施した 139 の事務事業のうち、第二次笛吹市総合計画令和 6 年度実施計画に掲載されている 43 の主要事業(教育総務課 10 事業、学校教育課 8 事業、生涯学習課 11 事業、文化財課 13 事業、図書館 1 事業)について、課ごとに実施内容や課題を点検し、評価を行います。

令和 7 年 9 月

笛吹市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の活動状況	1
第2章 事務局各課	
第1節 教育総務課	3
第2節 学校教育課	12
第3節 生涯学習課	19
第4節 文化財課	28
第5節 図書館	36
資料 令和6年度事務事業一覧表	38

第1章 教育委員会の活動状況

1 組織体制(令和6年4月1日)

教育委員	教育長1人、職務代理者1人、委員4人
事務局職員	教育部長1人 課長級以下職員(4課1館)正規職員43人 再任用職員4人、会計年度任用職員223人(フルタイム37人、パートタイム186人)

2 活動概要

(1) 教育委員会の会議

毎月1回の定例会及び2回の臨時会を開催しました。

定例・臨時		協議件数	報告件数	その他
定例会	12回	24件	9件	0件
臨時会	2回	1件	2件	0件

(2) 教育長、教育委員の主な視察研修等

教育行政に関する情報収集や意見交換により、教育上の諸課題の解決に向けた委員の相互理解を深めるため、視察研修会等に参加しました。

事業名	期日	場所	内容
峡東地区教育委員会連合会定期総会	令和6年6月	甲州市民文化会館(大会議室)	総会
山梨県市町村教育委員会連合会秋季研修会	令和6年10月	山梨市民会館(ホール)	研修会
峡東地区教育委員会連合会研修会	令和7年1月	文部科学省、根津美術館	視察研修
山梨県市町村教育委員会連合会総会及び春季研修会	令和7年2月	山梨県立図書館(イベントスペース)	総会及び研修会

(3) 教育長、教育委員の主な活動

対象内容	回・学校数	内容	備考
学校訪問	1回 19校	学校ごとに授業参観、校舎等施設の視察、教職員との意見交換等を実施	
入学式、卒業式	1回 19校	式典参加 (市長、副市長、各部長、各支所長、教育長、教育委員、教育部長、教育委員会各課(館)長、指導主事)	
運動会、学園祭	1回 19校	式典参加 (教育長、教育委員、教育部長、教育委員会各課(館)長、指導主事)	
各種会議等		県連及び峡東地区連会議出席、総合教育会議、市主催会議及び行事参加	

3 点検・評価

教育委員会の会議については、毎月1回の定例会及び必要に応じて臨時会を行うこととなっており、令和6年度においては、2活動概要(1)のとおり開催しました。原則的に会議は公開とし、議事録は、市のホームページで公表しています。

また、令和6年度に開催された総合教育会議では、「障がい等で配慮が必要な児童生徒の状況」及び「中学校部活動の地域移行」について、市長と意見交換等を行い、相互に連携を図り、教育の諸課題や目指す姿等を共有しながら、両者が同じ方向性のもと教育行政の推進に努めることを確認しました。

第2章 事務局各課

第1節 教育総務課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
課長	教育総務課所管事務の統括	1
総務担当	教育委員会の庶務、教育予算の管理、叙勲・栄典等	2
施設管理担当	学校、社会教育、社会体育、その他教育施設設備に関する改修工事・営繕等	2
学校給食担当	学校給食事務・予算、調理場運営、共同調理場給食費管理	3
市費負担栄養士	献立作成、食材発注、調理指導、食育指導	(7)
学校給食単独調理場	給食調理、食材の発注・支払、給食費の徴収(各校)	3(14)
	正規 11 人、会計年度任用職員 21 人 ()は再任用・会計年度任用職員	11(21)

2 担当課実施事業 事務事業 31 事業

教育総務課は、教育委員会事務局の統括課として教育委員会の庶務を担当し、各課との連絡調整を図りながら教育委員会全体の適正な事務の執行に努めています。

総務担当は、教育委員会の管理的な事務をはじめ 9 事業を実施し、教育委員会事務局全体が円滑に運営できるよう努めています。

施設管理担当は、学校施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食調理施設の施設設備整備に関する 10 事業を実施しました。

学校給食担当は、5 つの共同調理場と 3 校の自校方式調理場の運営及び維持管理を行い、安全で安心できる給食の安定供給のほか、給食費の公会計化など給食全般に関する 12 事業を実施しました。

主要事業概要(点検・評価対象事業 10 事業)

(1) 教育交流事業

【予算、決算額等】

事業予算額 200 千円 支出済額 0 円(執行率)0%

【事業目的】

中国天津市和平区教育局と教育、体育、文化等の分野で相互協定に基づき交流を行う。

【実施内容】

教育関係者等の受け入れ及び訪問に関する事務。

【評価】

令和 6 年度事業実施の確認等のため相手方に連絡するも応答がなかったことから、事業は中止とした。なお、市はさらなる英語教育の強化に取り組むことから、今後、当該事業の効果等は見込めない。

(2) 学校トイレ洋式化事業

【予算、決算額等】

事業予算額 19,525 千円 支出済額 19,525 千円(執行率)100%

【事業目的】

学校施設におけるトイレの洋式化を進めていく手法として、リース方式を採用し、令和 5~6 年度の 2 か年で一括更新する(リース料は令和 6 年 11 月から 10 年間)。

【実施内容】

トイレの洋式化リース事業に伴う設計を行い、学校の夏休みを中心に校舎内のトイレの洋式化工事を実施。

【評価】

小学校 12 校及び中学校 3 校(合計 15 校)のすべてでトイレ洋式化の更新が完了(令和 6 年度は 6 校)したことにより、学校教育環境の向上を図ることができた。

【課題】

快適な環境維持を図るため、学校では、教職員の異動の有無に係わらず修繕時の対応方法について確認しておく必要がある。

(3) 小学校施設計画的改修事業

【予算、決算額等】

事業予算額 360,415 千円 支出済額 257,983 千円(執行率)71.6%

財源内訳 国庫補助金 5,913 千円 地方債 187,700 千円 その他 64,370 千円

【事業目的】

小学校施設の計画的改修工事により、安全安心な教育環境整備を図る。

【実施内容】

境川小学校及び一宮北小学校の屋内内運動場は、建物の老朽化が著しいことから、屋根、外壁及び内装改修(床)を実施。あわせて境川小学校においては、照明 LED 化、トイレの洋式化、一宮北小学校では浄化槽の更新を行った。

また、設計業務では、春日居小学校校舎屋上防水工事及び市内 3 校の特別教室空調設置工事を実施した。

【評価】

境川小学校及び一宮北小学校屋内運動場は、今回の改修工事により、安全安心な学習環境の改善を図ることができた。

また、個別施設計画による施設改修等に係る設計業務により、改修工事に向けて準備を進めることができた。

【歳入】

- ①国庫補助金 5,913 千円(学校施設環境改善交付金)
- ②地方債 187,700 千円(学校教育施設等整備事業債)
- ③その他 64,370 千円(公共施設整備等基金繰入金)

【歳出】

- ①委託料 7,821 千円
 - (ア)境川小学校屋内運動場改修工事監理業務委託 2,365 千円
 - (イ)一宮北小学校屋内運動場改修工事監理業務委託 990 千円
 - (ウ)春日居小学校屋上防水他改修工事設計業務委託 1,826 千円
 - (エ)富士見小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事設計業務委託 2,640 千円
 - ※翌年度繰越 1,496 千円
- ②工事請負費 248,787 千円
 - (ア)境川小学校屋内運動場改修工事(建築) 146,179 千円
 - (イ)境川小学校屋内運動場改修工(電気設備) 18,293 千円
 - (ウ)境川小学校屋内運動場改修工事(機械設備) 11,231 千円
 - (エ)一宮北小学校屋内運動場改修工事(建築) 43,820 千円
 - (オ)一宮北小学校屋内運動場改修工事(電気設備) 4,873 千円
 - (カ)一宮北小学校屋内運動場改修工事(機械設備) 23,914 千円
 - (キ)その他小学校施設改修等工事 495 千円
 - ※翌年度繰越 35,640 千円

【課題】

全体的に校舎等施設の老朽化が進んでいるため、優先順位を付け計画的に取り組む必要がある。

(4) 中学校施設計画的改修事業

【予算、決算額等】

事業予算額 104,335 千円 支出済額 90,172 千円(執行率)86.4%
財源内訳 国庫補助金 15,150 千円 地方債 54,000 千円 その他 21,022 千円

【事業目的】

中学校施設の計画的改修工事により、安全・安心な教育環境整備を図る。

【実施内容】

浅川中学校グラウンド整備工事は水はけの悪く、利用に支障をきたしていることからグラウンド内に排水管を設置するとともに防球ネットを新たに設置。

設計業務は、春日居中学校校舎屋上防水工事を実施。

【評価】

浅川中学校グラウンド整備を行うことにより、安全・安心な学習環境の改善を図ることができた。

【歳入】

- ①国庫補助金 15,150 千円(学校施設環境改善交付金)
- ②地方債 54,000 千円(学校教育施設等整備事業債)

③その他 21,000 千円(公共施設整備等基金繰入金)

【歳出】

①委託料 4,912 千円

(ア)浅川中学校グラウンド整備工事監理業務委託 1,100 千円

(イ)春日居中学校屋上防水他改修工事設計業務委託 3,812 千円

②工事請負費 85,310 千円

(ア)浅川中学校グラウンド整備工事(その1) 29,772 千円

(イ)浅川中学校グラウンド整備工事(その2) 52,755 千円

(ウ)その他中学校施設改修等工事 2,783 千円

【課題】

全体的に校舎等施設の老朽化が進んでいるため、優先順位を付け計画的な改修等が必要がある。

(5) 御坂中学校校舎等改築事業

【予算・決算額等】

事業予算額 1,261,000 千円 支出済額 754,163 千円(執行率)59.8%

財源内訳 国庫補助金 200,358 千円 地方債 413,900 千円 その他 139,905 千円

【事業目的】

御坂中学校校舎及び柔剣道場は老朽化が著しいため、改築及び改修を行い、安全安心で適正な教育環境を確保する。

【実施内容】

新校舎改築工事及び工事に伴う仮設校舎(リース)を設置。

【評価】

校舎改築工事は、工期延期により工期終期が令和7年8月から12月になったものの、おおむね変更計画通りに実施でき生徒等への影響はなかった。

【歳入】

①国庫補助金 200,358 千円(学校施設環境改善交付金)

②地方債 413,900 千円(学校教育施設等整備事業債)

③基金 139,905 千円(まちづくり基金)

【歳出】

①需用費 330 千円(消耗品費)

②委託料 17,969 千円(校舎等改築工事監理業務委託)

③使用料及び賃借料 59,994 千円(仮設校舎リース料)

④工事請負費 675,870 千円

(ア)校舎改築工事(建築主体) 549,670 千円

(イ)部室棟改修工事(電気設備) 42,310 千円

(ウ)部室棟改修工事(機械設備) 83,890 千円

※予算のうち工事請負費 499,130 千円は令和7年度へ繰越明許

【課題】

御坂中学校校舎改築及び柔剣道場改修事業を進めるに当たり、常に生徒の安全確保を第一に計画に基づき工事を進める必要がある。

(6) 御坂中学校校舎等改築事業(繰越明許)

【予算、決算額等】

事業予算額 66,336 千円 支出済額 56,116 千円(執行率)84.6%

財源内訳 国庫補助金 25,250 千円 地方債 26,000 千円 一般 4,866 千円

【事業目的】

御坂中学校校舎及び柔剣道場は老朽化が著しいため、改築及び改修を行い、安全安心で適正な教育環境を確保する。

【実施内容】

校舎改築工事に先立ち、既存校舎の一部を解体。

【評価】

当初の計画通り、安全安心な学校活動の確保が図る中、事業を進めることができた。

【歳入】

①国庫補助金 25,250 千円千円(学校施設環境改善交付金)

②地方債 26,000 千円(学校教育施設等整備事業債)

【歳出】

①工事請負費(校舎解体工事(1期)) 56,116 千円

【課題】

御坂中学校校舎改築及び柔剣道場改修工事を進めるに当たり、生徒の安全確保を第一に計画に基づき工事を進める必要がある。

(7) 学校徴収金徴収事業

【予算、決算額等】

事業予算額 2,942 千円 支出済額 2,123 千円(執行率)72.2%

財源内訳 一般 2,123 千円

【事業目的】

学校徴収金の徴収業務を教育委員会が行うことで、教職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上を図る。

【実施内容】

児童生徒約 4,600 人分の口座引落としを行う(毎月、依頼データの作成、金融機関への依頼データの送信、金融機関からの結果データの受領、引落した徴収金を学校へ送金する)。

【評価】

学校徴収金の徴収業務を適正に行ったことにより、教職員の業務負担が軽減したため、授業準備や児童生徒と向き合う時間の確保に寄与できた。また、保護者についても、現金徴収から口座振替となったことで、利便性の向上を図ることができた。

【歳出】

①役務費 1,841 千円(口座引落とし手数料)

②使用料及び賃借料 282 千円(インターネットバンキング利用料)

【課題】

教育委員会教育総務課が徴収金業務を行うことで、教職員の負担軽減が図ることができてはいるが、費用対効果については検証する必要がある。

(8) 学校給食費管理事業

【予算、決算額等】

事業予算額 339,519 千円 支出済額 323,510 千円(執行率)95.3%

財源内訳 その他 106,357 千円 一般 217,153 千円

【事業目的】

学校給食費の賦課、徴収、管理及び支払業務について、教育委員会が行うことで、教職員の業務負担軽減、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の効率化を図る。

【実施内容】

学校給食費管理システムにより、学校給食費の賦課、徴収、管理、支払いを行う。

【評価】

公会計化により、給食費の徴収及び管理業務を学校現場から教育委員会事務局に移管した結果、教職員の業務負担軽減を図ることができた。また、給食費の滞納事案は裁判所への申立てをする等の対応により、滞納額 388,294 円のうち 305,785 円を徴収することができた。

【歳入】

①その他 106,357 千円(まちづくり基金繰入金)

【歳出】

①報償費 0 千円

②需用費 323,440 千円(印刷製本費、賄材料費)

③役務費 70 千円(通信運搬費)

【課題】

教育委員会が学校給食費の賦課、徴収、管理及び支払まで行うことで、教職員の業務負担軽減につながった。なお、令和4年10月から給食費が無償化となったため、滞納者及び滞納額は増えてはいないものの、滞納金に対する継続対応は必要である。

(9) 学校給食アレルギー対応事業

【予算、決算額等】

事業予算額 21,581 千円 支出済額 17,299 千円(執行率)80.2%

財源内訳 地方債 4,600 千円 その他 12,699 千円

【事業目的】

食物アレルギーを持つ児童生徒であっても、給食時間を安全かつ楽しく過ごせるようにするとともに、弁当を作る保護者の負担を軽減する。

【実施内容】

御坂学校給食共同調理場及び八代学校給食センターの改修と、栄養士及び調理員の増

員を行い食物アレルギー対応除去食を提供した。また、春日居学校給食共同調理場及び石和中学校給食調理場の改修を行った。

【評価】

食物アレルギーを持つ児童生徒は、他の児童生徒と同じメニューの給食を食べる機会が増え、給食時間を安全に楽しく過ごせるようになった。また、保護者は弁当を作る負担が減り、他の保護者との不公平感の解消が図られた。

【歳入】

- ①地方債 4,600 千円(学校教育施設等整備事業債)
- ②その他 12,699 千円(まちづくり基金繰入金)

【歳出】

- ①報酬 4,596 千円(栄養士報酬)
- ②職員手当等 1,688 千円(栄養士手当)
- ③共済費 944 千円(栄養士社会保険料、共済費)
- ④旅費 48 千円(栄養士通勤手当)
- ⑤需用費 608 千円(消耗品費)
- ⑥委託料 364 千円
 - (ア)調理場改修工事監理業務委託 324 千円
 - (イ)献立作成ソフト保守委託 40 千円
- ⑦使用料及び賃借料 326 千円(献立作成ソフト)
- ⑧工事請負費 5,853 千円
 - (ア)春日居学校給食共同調理場改修工事 2,464 千円
 - (イ)春日居学校給食共同調理場残菜処理機取替工事 480 千円
 - (ウ)石和中学校給食棟改修工事 2,761 千円
 - (エ)石和中学校給食棟調理室排水ピット改修工事 148 千円
- ⑨備品購入費 2,872 千円

【課題】

石和中学校、境川小学校及び芦川小学校の給食調理場は、アレルギー除去食の対応ができていないため、順次、対策を進める必要がある。

(10) 小中学校給食運営事業

【予算、決算額等】

事業予算額 9,681 千円 支出済額 8,817 千円(執行率)91.0%
財源内訳 一般 8,817 千円

【事業目的】

単独調理場 3 か所(石和中学校、境川小学校、芦川小学校)において、安全安心でおいしい給食を提供する。

【実施内容】

自校方式3校(石和中学校、境川小学校、芦川小学校)の調理場に係る給食運営(消耗品、燃料費、通信費)及び機器の維持管理(修繕料、委託料、使用料)を行う。

【評価】

機器類の経年劣化はあるが、保守点検や修繕等により、3校約680人に対して安全安心でおいしい給食(約136,000食)を安定的に提供することができた。

【歳出】

- ①需用費 5,141千円(消耗品費、燃料費、修繕料)
- ②役務費 67千円(電話代)
- ③委託料 3,312千円
(ア)学校給食調理場維持管理業務委託 3,312千円
- ④使用料及び賃借料 297千円

【課題】

境川小学校及び芦川小学校調理場は、御坂学校給食共同調理場及び八代学校給食センターと統合して笛吹市南部学校給食センターとなる。事業を進めるに当たっては、建設スケジュールに遅延がでないよう管理する。

(11) 共同調理場事業

【予算、決算額等】

事業予算額 71,424千円 支出済額 65,823千円(執行率)92.1%
財源内訳 その他 1,155千円 一般 64,668千円

【事業目的】

共同調理場5か所(石和、御坂、一宮、八代、春日居)において、安全安心でおいしい給食を提供する。

【実施内容】

センター方式5調理場(石和、御坂、一宮、八代、春日居)の給食運営(消耗品、光熱水費、燃料費、通信費)及び機器の維持管理(修繕料、委託料、使用料)を行う。

【評価】

調理員の人材確保、機器類の保守点検や修繕等により、16校約4,000人に対して安全安心でおいしい給食(約786,000食)を安定的に提供することができた。

【歳入】

- ①その他 1,155千円(まちづくり基金繰入金)

【歳出】

- ①旅費 317千円(栄養士旅費)
- ②需用費 42,412千円(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料)
- ③役務費 2,377千円(通信運搬費、手数料、保険料)
- ④委託料 14,524千円
(ア)生ごみ処理機保守点検業務委託(石和、御坂、一宮、八代) 3,197千円
(イ)他維持管理に係る業務委託(24件) 11,327千円
- ⑤使用料及び賃借料 1,017千円
- ⑥備品購入費 13,439千円
- ⑦公課費 214千円

【課題】

御坂学校給食共同調理場及び八代学校給食センターは、境川小学校及び芦川小学校と統合して笛吹市南部学校給食センターとなる。事業を進めるに当たっては、建設スケジュールに遅延がでないよう管理する。

3 総括

総務担当は、教育委員会の事務局として教育委員の各種活動や教育委員会会議が円滑に行えるよう、各課及び関係機関との連携を密にし、業務の適正な執行を図っています。

施設管理担当は、個別施設計画に基づき、御坂中学校校舎等改築事業を進めると同時に、老朽化が顕著である他の小中学校施設等について、大規模改修や建替え等を計画的に行い、維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図っています。また、社会教育施設及び社会体育施設についても計画的に改修事業を実施し、適正な教育環境の整備に努めています。

学校給食担当は、5か所の共同調理場と3校の自校方式調理場の適切な運営と維持管理に努め、衛生管理や食物アレルギーに適切に対応しながら安全安心でおいしい給食を提供するとともに、食育を通して子供達の心身の健康増進を図っています。また、学校給食費の賦課、徴収、管理、支払い、滞納対策等の業務と、学校徴収金の徴収業務を行い教職員の負担軽減、保護者の利便性向上に努めています。

第2節 学校教育課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
課 長	学校教育課所管事務の統括	1
学務担当	学校予算、就学援助、A L T、学校医、特別支援、学校安全、就学時健康診断、就学事務、スクールバス運営、日本スポーツ振興センター保険、市交付学校補助金関係、学生ボランティア、運動部活動指導員任用、学校プールの民間活用事業、小学校社会科副読本編集事業。ICT の整備、教師用教科書・指導書等整備事業(小・中学校)など	8(5)
指導主事	学校教育ビジョンの具現化、教職員人事、生徒指導上の問題、就学指導及び相談、教師の授業力向上支援、校内研究指導助言	2
市費負担講師 学校サポーター 学力向上スタッフ A L T 部活動指導員 学校生活サポート 学力向上スタッフ追加 スクールサポートスタッフ	児童・生徒の学習指導や補助、特別な支援を要する児童・生徒への支援、教員の授業支援、部活動支援、肢体不自由児童のサポート支援、教職員業務のサポート	(102)
学校図書館司書	小中学校図書館の運営、教育指導への支援	1(17)
用務員	教育環境の整備、その他の用務	(18)
学校安全サポーター	学校における生徒指導体制の充実、学校巡回、警察との連携	(0)
メール便	メール便の運行	(1)
スクールバス	スクールバス運行(御坂・八代・境川・芦川地区)	1(3)
ふえふき 教育相談室	教育相談、就学相談や支援、特別支援や発達障害等支援、学校健康保健、不登校や生徒指導の支援、など	(5)
教育支援センター	不登校児童生徒への学習支援	(5)
	正規 13 人、再任用 2 人、会計年度任用職員 150 人 ()は再任用・会計年度任用職員	13(152)

2 担当課実施事業 事務事業 28 事業

学校教育課は、市内小中学校 19 校の運営や学校給食施設の運営管理に努めています。学務担当は、小中学校の学校教育事業、教育相談、児童・生徒の就学支援・指導、保健・安全に関する学校全般の事務執行 26 事業を実施しました。

主要事業概要(点検・評価対象事業 8 事業)

(1) 教育相談事業

【予算、決算額等】

事業予算額 13,859 千円 支出済額 12,215 千円(執行率)88.1%

財源内訳 一般 12,215 千円

【事業目的】

教育相談室長、教育相談員、自立支援指導員、さらには指導主事が、就学に向けた支援や児童生徒の悩み、不登校、問題行動等の幅広い相談に応じる。

【実施内容】

電話や来室の相談以外にも、保育所・幼稚園等、小中学校・特別支援学校、児童発達支援センター等と連携し、適切な就学や諸課題の早期解決に向けた支援を行っている。

【評価】

特別支援学校への入学や特別支援学級への入級を含め、障がいをもつ児童生徒のスムーズな就学への支援ができた。また、不登校や特性からくる不適応、家庭内の問題等に対して、保護者や学校への的確な指導・支援、そして関係機関との連携ができた。(電話及び来室相談 2,178 件)

【歳出】

①報酬 7,571 千円 ②職員手当等 2,501 千円 ③共済費 1,502 千円

④報償費 242 ⑤旅費 122 千円 ⑥需用費 96 千円 ⑦委託料 180 千円

【課題】

特別支援教育の相談件数が増え、子供や保護者が抱える困難な課題も多くなっていることから、よりきめ細かな対応が必要となり、今後相談員の増員が必要となってくる。

(2) 小中学校 ICT 環境維持整備事業

【予算、決算額等】

事業予算額 69,812 千円 支出済額 62,404 千円(執行率)89.4%

財源内訳 国庫補助金 2,634 千円 一般 59,770 千円

【事業目的】

ICT を活用した授業の充実を図るため、市内小中学校 19 校を対象として、大型提示装置やタブレットパソコン、ネットワーク環境等の維持管理を行う。

【実施内容】

教師用タブレットやシンクライアント端末等の修理、小中学校セキュリティ保守業務

委託、Web アクセス制御ソフトウェア、サーバー・ストレージ及びネットワーク機器保守ライセンス更新等を行う。

【評価】

デジタル教科書や教師が作成した資料を、教師用タブレットパソコンから大型提示装置に表示するなど、ネットワーク環境等の維持を図ることで ICT を活用した授業を推進することができた。

【歳入】

国庫補助金 117,117 千円(公立学校情報機器整備事業費補助金)

国庫補助金 2,634 千円(公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金)

【歳出】

①旅費 41 千円 ②需用費 6,160 千円 ③役務費 724 千円

④委託料 31,356 千円 ⑤使用料及び賃借料 20,799 千円 ⑥備品購入費 99 千円

⑦負担金、補助及び交付金 3,225 千円

【課題】

大型提示装置、教師用タブレットパソコン、デジタル教科書を使用した授業が定着しているが、今後デジタル教材や一人一台タブレットパソコンを効果的に活用するために、教師の ICT 活用能力の向上が必要である。

また、機器の耐用年数が経過したときは入替えが必要となり、多額の経費が必要となる。

(3) 外国語指導助手設置事業

【予算、決算額等】

事業予算額 49,295 千円 支出済額 44,529 千円(執行率)90.3%

財源内訳 一般 44,528 千円

【事業目的】

英語教育の充実と外国との相互理解を増進するとともに、国際化を促進する。

【実施内容】

JET プログラムによる招致外国青年 4 人、民間会社から 6 人外国語指導助手(ALT)を派遣し、小中学校 19 校の授業の支援を行う。

【評価】

8 月に JET プログラム ALT3 人を新規任用した。授業への取り組みがスムーズに行えるよう配置校と連携し、学校生活だけでなく日常生活のサポートを行った結果、新しい環境に早くなじむことができた。より職務に専念できたため、ALT の入れ替えに対し隙間を作ることなく教育環境を整えることができた。

【歳出】

①報酬 13,762 千円 ②共済費 2,083 千円 ③需用費 34 千円

④役務費 47 千円 ⑤委託料 25,928 千円 ⑥備品購入費 32 千円

⑦負担金、補助及び交付金 2,644 千円

【課題】

以前、JET プログラム事業から任用した ALT が任用期間の途中で退職し、配置校に ALT の不在期間ができてしまったことがあった。JET プログラム事業には中途退職に対しても何も補償が無いため、不在期間の補充ができない。教育環境に空白期間があってはならないため、民間会社からの ALT 派遣に移行していくことを検討する必要がある。

(4) 小学校学校教育事業

【予算、決算額等】

事業予算額 223,667 千円 支出済額 211,373 千円(執行率)94.5%

財源内訳 一般 211,373 千円

【事業目的】

小学校児童の学力向上及び授業支援並びに特別支援学級の支援及び学校運営のための支援を行う。

【実施内容】

市費負担の講師、学校サポーター、司書、用務員を配置し、小学校全般に係る教育活動の充実を図る。

【評価】

教育活動全体の円滑な運営に加えて、ティームティーチング指導や支援が必要な子供達へのきめ細かな対応等、教育活動の充実を図ることができた。

【歳出】

①報酬 46,837 千円 ②給料 74,317 千円 ③職員手当等 56,493 千円

④共済費 27,134 千円 ⑤報償費 695 千円 ⑥旅費 1,101 千円

⑦需用費 91 千円 ⑧委託料 302 千円 ⑨負担金、補助及び交付金 4,403 千円

【課題】

教育課題が複雑化・多様化し、教職等への志願者が減少傾向にある中、豊かな知識や識見はもとより、幅広い視野を持ち個性豊かな人材を確保することが課題である。

(5) 小学校要保護及び準要保護児童援助事業

【予算、決算額等】

事業予算額 13,095 千円 支出済額 8,864 千円(執行率)67.7%

財源内訳 国庫補助金 45 千円 一般 8,819 千円

【事業目的】

経済的な理由により就学困難と認められる(認定基準を満たす)児童の保護者に対し支援を行う。

【実施内容】

新入学学用品費(小1年)、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を基準額により支給する。

【評価】

経済的理由により、就学困難となる児童の教育機会の格差解消を図り、義務教育の円滑な実施を図ることができた。

認定者数 338 人 支給額 6,924 千円

新入学学用品(入学前支給)認定者数 34 人 支給額 1,940 千円

【歳入】

①国庫補助金 45 千円(要保護児童援助費補助金)

【歳出】

①扶助費 8,864 千円

【課題】

経済的理由により子どもを学校へ通わせることが困難な保護者は多く、支給する上で各学校を経て申請手続きを行っている。最終的に基準を満たしているかどうかの確認作業は担当が手作業で行うこととなり、担当者の事務量は膨大な状況にある。ICT を活用した事務の効率化を図る必要がある。

(6) 中学校教育事業

【予算、決算額等】

事業予算額 78,613 千円 支出済額 72,230 千円(執行率)91.8%

財源内訳 一般 72,230 千円

【事業目的】

中学校生徒の学力向上及び授業支援並びに特別支援学級の支援及び学校運営のための支援を行う。

【実施内容】

市費負担の講師、司書、用務員を配置し、中学校全般に係る教育活動の充実を図る。

【評価】

教育活動全体の円滑な運営に加えて、ティームティーチング指導や支援が必要な子供達へのきめ細かな対応等、教育活動の充実を図ることができた。

【歳出】

①報酬 8,070 千円 ②給料 24,089 千円 ③職員手当等 14,921 千円

④共済費 6,912 千円 ⑤報償費 190 千円 ⑥旅費 238 千円 ⑦需用費 309 円

⑧使用料及び賃借料 7,647 千円 ⑨負担金、補助金及び交付金 9,848 千円

【課題】

教育課題が複雑化・多様化し、教職等への志願者が減少傾向にある中、豊かな知識や識見はもとより、幅広い視野を持ち個性豊かな人材を確保することが課題である。

(7) 中学校要保護及び準要保護生徒援助事業

【予算、決算額等】

事業予算額 17,262 千円 支出済額 12,756 千円(執行率)73.9%

財源内訳 国庫補助金 90 千円 一般 12,666 千円

【事業目的】

経済的な理由により就学困難と認められる(認定基準を満たす)生徒の保護者に対し支援を行う。

【実施内容】

新入学学用品費(中 1 年)、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を基準額により支給する。

【評価】

経済的理由により、就学困難となる生徒の教育機会の格差解消を図り、義務教育の円滑な実施を図ることができた。

認定者数 191 人 支給額 9,165 千円

新入学学用品(入学前支給)認定者数 57 人 支給額 3,591 千円

【歳入】

国庫補助金 90 千円(要保護児童援助費補助金)

【歳出】

①扶助費 12,756 千円

【課題】

経済的理由により子どもを学校へ通わせることが困難な保護者は多く、支給する上で各学校を経て申請手続きを行っている。最終的に基準を満たしているかどうかの確認作業は担当が手作業で行うこととなり、担当者の事務量は膨大な状況にある。ICT を活用した事務の効率化を図る必要がある。

(8) 学校プール民間活用事業

【予算、決算額等】

事業予算額 6,000 千円 支出済額 4,992 千円(執行率)83.2%

【事業目的】

老朽化が進む小中学校のプールの対応策として、民間プールを活用した水泳事業について事業を実施する。

【実施内容】

今年度の事業として「ブルーアース石和店」を活用し、プール授業を実施していくことができるか検証する。

【評価】

石和南小学校・石和東小学校・石和北小学校の 3 校を対象に民間プールでの授業を実施できた。

石和南小学校 198 人 7 クラス 30 回開催

石和東小学校 146 人 6 クラス 30 回開催

石和北小学校 154 人 6 クラス 30 回開催

【歳出】

①委託料 4,992 千円(学校プール民間活用事業)

【課題】

民間プールの活用が可能であることが確認できた。今後、学校運営の軽減化を図るため、他の学校への導入を進めていくが民間プールまでの距離など受入可能な事業者が限られることや、授業の時間割、プール授業の時期など、検討する課題が多い。

3 総括

予測困難な時代において、子供達が社会的変化を乗り越えながら豊かな人生を切り拓いていけるよう、新学習指導要領の確実な実施と「笛吹市学校教育ビジョン」の具現化を図り、知・徳・体を一体的に育んでいます。

学務担当は、教育委員会と学校とが目指す子供像と教育施策の目的を共有し、子供や教職員が力を発揮できるように教育環境の人的・物的整備に努めています。

第3節 生涯学習課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
課 長	生涯学習課所管事務の統括	1
生涯学習担当	社会教育総務、社会教育委員の会議及び公民館運営審議会、文化振興、小・中学生俳句会、文化団体補助、市民講座、社会教育施設管理運営（施設管理を行う会計年度任用職員 2 人）、指定管理業務委託、青少年団体育成、二十歳の誓い式典、青少年体験活動、放課後子ども教室 他	3(2)
生涯学習コーディネーター(会計年度任用職員)	市民講座の企画運営、地区コミュニティ活動の指導助言、市民の生涯学習活動における指導助言 他	(3)
青少年育成コーディネーター(会計年度任用職員)	青少年育成協議会活動等への指導助言、青少年体験活動の推進、家庭教育に対する支援 他	(2)
スポーツ推進担当	保健体育総務、スポーツ振興事業、スポーツ推進審議会、各種団体事務、各種スポーツ大会運営補助、補助金関係、社会体育及び学校開放施設管理運営、指定管理業務委託、中学校部活動地域移行 他	3
社会体育指導員(会計年度任用職員)	各種スポーツ教室・健康づくり教室の企画運営及び講師としての活動、関係課との連絡調整 他	(1)
公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団派遣	市の芸術文化・スポーツ振興を図るためのイベント開催 等 教育委員会生涯学習課付職員派遣(正職員 1 人、再任用職員 2 人)	1(1)
	正規 8 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 8 人	8(9)

2 担当課実施事業 事務事業 59 事業

生涯学習課は、第二次笛吹市総合計画に基づく「未来を担う青少年を育む環境づくり」「人生を彩る生涯学習の推進」「スポーツ活動の推進」「地域文化の普及と活用への取組の推進」を目指して事業を実施しています。生涯学習担当とスポーツ推進担当の2担当からなり、生涯学習担当は、青少年育成事業、市民講座事業など27の事務事業、スポーツ推進担当は、スポーツ振興、スポーツ団体育成のための事業など32の事務事業、合計59の事務事業を実施し、生涯学習、スポーツの推進に取り組んでいます。

主要事業概要(点検・評価対象事業 11 事業)

(1) 文化振興事業

【予算、決算額等】

事業予算額 7,042 千円 支出済額 6,242 千円(執行率)88.6%

財源内訳 その他 3,702 千円(雑入) 一般 2,540 千円

【事業目的】

市民の文化活動への取組を推進するとともに、市民が質の高い芸術などに触れる機会を提供し、市民の芸術、文化に対する意識を高める。

【実施内容】

市文化協会(100 部、会員 1,362 人)の活動を支援しており、各地区の各部において自主的な活動が行われた。各町で文化祭を実施し、日頃の活動の成果を発表した。

【評価】

文化祭をはじめ、市及び各町文化協会の活動を支援することにより、市民の文化活動への取組を促進することができた。

【歳入】

①教育費雑入 3,000 千円(コミュニティ助成事業助成金)

②まちづくり基金繰入金 702 千円

【歳出】

①報償費 50 千円(国際大会出場報奨金)

②需用費 44 千円(消耗品費)

③使用料及び賃借料 356 千円(ピアノコンサートバス借上げ)

④負担金、補助及び交付金 5,792 千円(市文化協会補助金 2,445 千円、コミュニティ助成事業(地域の芸術環境づくり助成事業)助成金 3,000 千円、ピアノコンサート開催補助金 347 千円)

【課題】

地域の文化活動を担う文化協会会員の高齢化と新規加入者の減少により、文化協会活動の停滞が懸念される。

(2) 俳句の里づくり推進事業

【予算、決算額等】

事業予算額 3,914 千円 支出済額 3,235 千円(執行率)82.7%

財源内訳 一般 3,235 千円

【事業目的】

飯田蛇笏・龍太先生を生んだ俳句の里として、小中学生への俳句の普及を通して本市のPRを図る。

【実施内容】

全国の小学生、中学生を対象に第 28 回「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会を開催。また、市内の小学校において、俳句出前授業を実施。

①小学生・中学生俳句会は、全国 45 都道府県から 516 校計 36,211 句の応募があった。

②市内小学校への俳句出前授業 27 回

③俳句会入選作品 2,279 句掲載の作品集を 3,000 冊作成し配布。

【評価】

各市区町村教育委員会や過去の応募校へ俳句会の募集案内を送付するとともに、表彰式の折には、飯田蛇笏・龍太先生ゆかりの山廬の見学を行った。俳句会は応募数が 36,000 句を超える規模の大きな俳句会となっており、「俳句の里笛吹市」の P R につながっている。

【歳出】

①報償費 790 千円(出前授業講師謝礼・選者謝礼・受賞者記念品)

②需用費 253 千円(消耗品費・食糧費・印刷製本費)

③役務費 211 千円(郵送料・筆耕料)

④委託費 1,643 千円(作品集作成)

⑤使用料及び賃借料 338 千円(県外受賞者宿泊施設使用料)

【課題】

俳句関係者が高齢化しており、俳句出前授業の講師や俳句会の選者の確保が難しい状況になっている。

(3) 市民講座事業

【予算、決算額等】

事業予算額 14,223 千円 支出済額 12,564 千円(執行率)88.3%

財源内訳 その他(雑入) 1,720 千円 一般 10,844 千円

【事業目的】

各種の市民講座の開催により、市民の生涯学習を推進する。

【実施内容】

市民が自主的に学習するためのきっかけづくりや市民への学習機会の提供を目的として、前期、後期に分けて行う「市民講座」や 1 年間を通して学びを深める「スコレー大学」等、様々な講座を開設している。また、行政区が地区の公民館等で行うスコニティ講座の開催を支援している。

各種講座の開催状況

①スコレー大学 2 講座 受講者数 90 人

②市民講座 前期 36 講座 受講者数 532 人、後期 53 講座 受講者数 760 人

③スコニティ講座(地区公民館主催) 4 地区 参加者数 101 人

【評価】

スコレー大学や市民講座、スコニティ講座を設定し、多様な学習機会を提供することで市民の生涯学習の推進を図っている。

【歳出】

①報酬 6,143 千円(コーディネーター3 人分)

②職員手当 2,029 千円(コーディネーター3 人分)

③共済費 1,182 千円(コーディネーター3 人分)

- ④報償費 1,340 千円(講師謝礼)
- ⑤旅費 99 千円(コーディネーター3 人分通勤手当)
- ⑥需用費 51 千円(消耗品費)
- ⑦負担金、補助及び交付金 1,720 千円(講師への教材費負担金)

【課題】

受講希望者が募集定員を上回り抽選となる講座がある一方、受講希望者が少ない講座は開催中止となった。市民ニーズにあった講座の開催が求められる。また、参加者は高齢者が多く、幅広い世代に向けた講座機会の提供が必要となる。

(4) 社会教育施設照明・空調設備等維持管理事業

【予算、決算額等】

事業予算額 110,495 千円 支出済額 110,495 千円(執行率)100.0%
財源内訳 一般 110,495 千円

【事業目的】

老朽化した施設の改修を行い、利便性、快適性の向上を図る。

【実施内容】

スコレーセンター及びいちのみや桃の里ふれあい文化館の空調・照明・音響・舞台設備等の改修をリース方式で行う。リース料の支払いは、両工事終了後の令和6年9月から開始した。

【評価】

両施設の改修は終了し、施設利用の利便性、快適性が向上した。

【歳出】

①使用料及び賃借料 110,495 千円

【課題】

今回の契約では、改修工事後における設備の維持管理も含めたリース方式としているため、利用者の利便性が向上するよう受託者と緊密に連携を図りながら、適切に維持管理を行っていく必要がある。

(5) 青少年育成事業

【予算、決算額等】

事業予算額 9,128 千円 支出済額 8,379 千円(執行率)91.8%
財源内訳 一般 8,379 千円

【事業目的】

市及び各地区青少年育成推進協議会など関係機関との連携により、青少年の健全育成を図る。

【実施内容】

青少年育成コーディネーターが中心となり体験活動の企画・運営を行うとともに、青少年育成推進協議会と連携し、青少年の健全育成、非行の防止を目的とした講演会や啓発活動等を行った。

【評価】

市青少年育成推進協議会主催で行う「フッキー体験塾」を2回開催し、33人が参加した。各地区青少年育成推進協議会が行う子ども講座等に1,315人が参加した。

また、青少年の「全国非行被害防止強調月間」等に併せて実施する啓発活動や、青少年育成に関わる講演会「子どもと女性を犯罪から守る」にも、多くの保護者や関係者が参加し、子どもたちの健全育成への取組の推進が図られた。

【歳出】

①報酬 4,157千円(コーディネーター2人分)

②職員手当 1,525千円(コーディネーター2人分)

③共済費 810千円(コーディネーター2人分)

④報償費 1,291千円(講師謝礼)

⑤旅費 48千円(コーディネーター2人分通勤手当)

⑥需用費 476千円(消耗品費、食糧費、印刷製本費)

⑦負担金、補助及び交付金 72千円

(県青少年育成カウンセラー会負担金、笛吹地区学校警察補導連絡協議会負担金)

【課題】

青少年を取巻く環境は、様々な社会的要因を背景に多様化、複雑化しているとともに、少子化により地域の育成会や子どもクラブ活動は縮小している。

(6) 放課後子ども教室事業

【予算、決算額等】

事業予算額 12,247千円 支出済額 8,880千円(執行率)72.5%

財源内訳 県補助金 4,586千円 一般 4,294千円

【事業目的】

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。

【実施内容】

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、学習指導や体験活動を行うことで、地域における教育活動を推進する。また、地域住民との交流や異学年との活動を通じて、健康で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

富士見小、石和西小を中心に、市内13小学校において、放課後子ども教室を開設するとともに、サマースクールや土曜学びの広場を実施した。

①放課後子ども教室開催回数、延べ利用者数(芦川小を除く)。

富士見小学校 3,837人 石和西小学校 3,704人 石和南小学校 451人

石和東小学校 532人 石和北小学校 480人 御坂西小学校 446人

御坂東小学校 209人 一宮西小学校 230人 一宮南小学校 578人

一宮北小学校 139人 八代小学校 521人 境川小学校 152人

春日居小学校 178人 合計 11,457人

②サマースクール

石和東小学校 58 人 御坂東小学校 108 人 一宮南小学校 167 人
一宮北小学校 47 人 春日居小学校 250 人 合計 630 人

③土曜学びの広場(御坂生涯学習センター)

小学生 422 人 中学生 292 人 合計 714 人

※人数は、延べ利用人数。

【評価】

学習指導や体験活動を行うことで地域における教育活動を推進し、地域住民との交流や異学年との活動を通じて、児童の健全育成に資するものとなっている。

【歳出】

①委託料 8,880 千円(放課後子ども教室事業委託)

【課題】

放課後子ども教室推進事業補助金が縮小や廃止となる場合には、実施回数の縮小など事業内容の見直しが必要となる。

(7) 社会教育施設計画的改修事業

【予算、決算額等】

事業予算額 46,902 千円 支出済額 493 千円(執行率)1.1%
財源内訳 その他 493 千円

【事業目的】

施設利用者に安全に施設を利用してもらうため、いちのみや桃の里ふれあい文化館の天井改修工事を行う。

【実施内容】

入札不調により設計内容の見直しが必要となり、修正設計を委託した。

【評価】

改修工事が年度内に実施できなかったため、予算を繰り越して来年度改修を実施する。
繰越明許費 委託料 1,980 千円、工事請負費 44,300 千円

【歳出】

①委託料 493 千円(修正設計委託料)

【課題】

多目的ホールの利用を休止して改修を実施するため、利用休止について指定管理者と協議しながら進める必要がある。

(8) 八代総合会館改修事業

【予算、決算額等】

事業予算額 5,311 千円 支出済額 4,958 千円(執行率)93.4%
財源内訳 地方債 3,600 千円 その他 1,358 千円

【事業目的】

老朽化が著しい八代総合会館について 安全安心な施設環境を確保するため、音響、空

調、照明などの設備の更新や吊り天井の改修などを行う。

【実施内容】

改修に向けた実施設計業務委託及び焼却炉ダイオキシン検査を実施した。

【評価】

令和7年度の改修工事に向けて実施設計業務等を実施した。

【歳入】

①公共施設整備等基金繰入金 1,358 千円

②一般事業債 3,600 千円

【歳出】

①委託料 4,958 千円

(八代総合会館改修設計 4,840 千円、焼却炉ダイオキシン検査 118 千円)

【課題】

設計業務終盤に空調設備の能力不足が判明した。また、既存のキュービクルでは、施設の容量に見合った空調設備への電力供給に不足が生じ、キュービクルの更新及び空調設備能力についても検討が必要となった。

(9) スポーツ振興事業

【予算、決算額等】

事業予算額 2,080 千円 支出済額 1,736 千円(執行率)83.5%

財源内訳 一般 1,736 千円

【事業目的】

市民がスポーツに親しむ機会を提供する。

【実施内容】

市民の健康維持、体力向上のための機会として、県スポーツレクレーション祭への参加を支援するとともに、体力維持教室、運動能力向上教室などを行い。また、夢の教室やスポーツ講演会なども実施した。

【評価】

市民がスポーツ活動を通じて、体力維持、運動能力向上や仲間づくりにつなげていく機会を提供している。

【歳出】

①報償費 292 千円(県スポレク祭参加者報奨金、ACP 研修会講師料)

②需用費 59 千円(消耗品費、食糧費)

③委託料 321 千円(体力維持教室、運動能力向上教室、夢の教室)

④負担金 64 千円(県スポレク祭参加負担金)

⑤補助金 1,000 千円(スポーツ講演会開催補助金)

【課題】

軽スポーツやパラスポーツの普及など、市民の誰もが障害の有無にかかわらず、手軽にスポーツに親しむ機会の拡大に努めていく必要がある。

(10) 石和中央テニスコート改修事業

【予算、決算額等】

事業予算額 422,688 千円 支出済額 288,315 千円(執行率)68.2%

財源内訳 地方債 250,800 千円 その他 37,515 千円

【事業目的】

老朽化が著しい石和中央テニスコート砂入り人工芝、管理棟及び屋外トイレ等について、安全安心なスポーツ環境を確保するために、施設を改修する。

【実施内容】

石和中央テニスコート砂入り人工芝、管理棟及び屋外トイレ等の改修工事を行う。

【評価】

石和中央テニスコート砂入り人工芝、管理棟及び屋外トイレ等の改修工事を実施し、安全安心なスポーツ環境が整備できた。

【歳出】

①消耗品費 17 千円(助成表示看板)

②手数料 32 千円(確認申請手数料等)

③工事関係委託料 3,850 千円(工事監理業務委託)

④委託料 その他 242 千円(機械警備機器再設置等業務委託)

⑤工事請負費 284,174 千円(石和中央テニスコート砂入り人工芝張替工事等)

【課題】

テニスコート毎の使用頻度の均等化を図り、人工芝の劣化を抑えることが必要である

(11) 社会体育団体支援事業(スポーツ協会運営支援事業・スポーツ少年団支援事業)

【予算、決算額等】

事業予算額 11,673 千円 支出済額 11,673 千円(執行率)100.00%

財源内訳 一般 11,673 千円

【事業目的】

地域におけるスポーツ活動の振興のため、青少年スポーツの普及やスポーツ指導者の育成、各競技団体の競技力の向上を図る。

【実施内容】

市スポーツ協会(34 競技・会員 3,538 人)及び市スポーツ少年団(45 団・団員 973 人・指導者 199 人)に対して補助金を交付し、活動の支援を行った。

【評価】

競技スポーツ人口の維持、競技力の向上が図られているとともに、スポーツ少年団活動は、青少年の心身の健全な育成に資するものとなっている。

【歳出】

①負担金補助及び交付金 11,673 千円(県スポーツ協会負担金、市スポーツ協会補助金、市スポーツ少年団補助金)

【課題】

少子化によりスポーツ少年団などの地域のスポーツ活動の活力が低下することが懸念

される。

3 総括

社会教育の振興については、第三次笛吹市社会教育計画(令和 5 年度～8 年度)に基づき、生涯学習の推進、青少年の育成、地域文化の普及と活用に係る取組として、23 の事務事業を実施しました。

スポーツの推進については、笛吹市スポーツ推進計画(令和 3 年度～7 年度)に掲げた 3 つの視点(「する」「みる」「ささえる」)により、軽スポーツから競技スポーツまで、市民がスポーツを楽しめる環境づくりやスポーツ人口の拡大を目指して、32 の事務事業を実施しました。今後も、市民のスポーツ意識が向上し、スポーツにより親しむことができるよう取組を進めます。

また、本市の生涯学習やスポーツの推進の一翼を担う、(公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団の事業を支援しました。互いに連携しながら効果的な事業推進に努めるとともに、学校や地域、各種団体等とも協力して事業を実施します。

令和元年度の第 4 四半期以降、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、各種イベント等の中止や施設の利用制限等により、市民の生涯学習やスポーツ活動の推進に影響が生じていました。しかし、令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上における新型コロナウイルスの分類が 5 類に変更されたことにより、令和 5 年度に引き続き令和 6 年度においてもコロナ過以前と同等程度の事業が実施できました。

第4節 文化財課

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
課長	文化財課所管事務の統括	1
文化財担当	指定文化財保存管理、埋蔵文化財事務、同調査、文化財情報発信、文化財の保護・活用及び普及、文化財施設維持管理など	2(2)
国分寺跡整備担当	史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡及びその他史跡の保存・管理・整備・活用・普及など	2
春日居郷土館、 小川正子記念館	入館者受付、日常管理。 会計年度任用職員は週3日勤務×4人	(4)
八田家書院	入館者受付、日常管理。会計年度任用職員は週2日勤務×1人	(1)
青楓美術館	入館者受付、日常管理。会計年度任用職員は週3日勤務×4人	(4)
施設管理職員	文化施設の入館者受付、日常管理。(それぞれの施設の管理人が就業できない日のみ、週3日以内)	(1)
発掘調査作業員	発掘調査現場作業員(作業がある期間のみ、週3日以内)	(2)
釈迦堂遺跡博物館	派遣	1
	正規6人、再任用1人、会計年度任用職員13人 ()は再任用・会計年度任用職員	6(14)

2 担当課実施事業 事務事業 13事業

文化財課は、「地域の文化を育み伝える環境づくり」を目指し、「市内の指定文化財の保護・保存・維持を図る」「市内の文化財を活用し、市民へ市の歴史・文化遺産の理解を促進する」「史跡の保存整備を進め、その活用を進める」「埋蔵文化財(遺跡)の確認調査を行うと共に、発掘調査資料の整理を行う」「市内の博物館や美術館を活用し、笛吹市の文化財や文化遺産を公開する」等を推進していくため、文化財担当・国分寺跡整備担当の2担当を置いています。文化財担当は、文化財保護、博物館・美術館の管理運営など11事務事業を実施、国分寺跡整備担当は、国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の保存整備など2事務事業を実施、合計13事務事業を実施しました。

主要事業概要(点検・評価対象事業 8事業)

(1) 文化財保護事業

【予算、決算額等】

事業予算額 2,422 千円 支出済額 2,406 千円(執行率)99.3%

財源内訳 まちづくり基金 1,000 円 一般 1,406 千円

【事業目的】

指定文化財の維持管理及び修理に関する支援を行い、地域の文化資産を守り伝える。

【実施内容】

指定文化財の管理者に対する維持管理の謝礼、八幡塚古墳危険木の枝伐採に対する補助、瑜伽寺・薬師堂屋根保存修理に対する補助、浅間神社摂社山宮神社本殿防災設備修理に対する補助、国・県指定文化財建造物の防災施設保守点検に対する補助、機器修繕に対する補助、無形民俗文化財の保存活動に対する補助を行った。

【評価】

指定文化財の維持管理の支援を行うことで地域に伝わる文化資産の保存伝承を図ることができた。

【歳出】

①報償金 707 千円(指定文化財維持管理謝礼)

②需用費 56 千円(消耗品費)

③負担金、補助及び交付金 1,643 千円

(ア)八幡塚古墳危険木の枝伐採事業補助金 153 千円

(イ)瑜伽寺・薬師堂保存修理事業補助金 1,000 千円

(ウ)浅間神社摂社山宮神社本殿防災設備修理事業補助金 230 千円

(エ)国・県指定文化財建造物防災施設保守点検補助金 69 千円

(オ)無形民俗文化財保存活動補助金 5 件 191 千円

【課題】

天然記念物の樹木で枯れ枝が落下して事故が発生する危険性があるため、パトロールを強化し、早期の対策に努める必要がある。

(2) 文化財活用事業

【予算、決算額等】

事業予算額 2,160 千円 支出済額 1,826 千円(執行率)84.5%

財源内訳 まちづくり基金繰入金 1,596 千円 一般 230 千円

【事業目的】

市民に地域の文化財や自然に触れる機会を提供し、郷土愛をはぐくむ。

【実施内容】

文化財説明板の劣化が進んだため 100 基の説明板を 5 か年計画で更新する。令和 6 年度は 1 年目で 25 基の説明板を更新した。また、市の史跡・文化財に親しむため史跡めぐりを 9 回開催し 257 人の参加者があった。

【評価】

説明板を更新することで市民、観光客が文化財を学ぶ環境が整えられた。

【歳出】

①需用費 161 千円(修繕料 文化財説明板の修繕)

- ②工事請負費 1,596 千円(文化財説明板更新工事)
- ③備品購入費 39 千円(ラミネーターほか)
- ④負担金 30 千円(甲信縄文文化発信・活性化協議会負担金)

【課題】

文化財説明板ともにQRコードを用いてスマートフォン等から画像や詳しい資料を提供することなども検討していく必要がある。

(3) 埋蔵文化財発掘調査事業

【予算、決算額等】

事業予算額 1,091 千円 支出済額 423 千円(執行率)38.8%
財源内訳 国庫補助金 49 千円 一般 374 千円

【事業目的】

埋蔵文化財包蔵地内で実施される各種工事計画について、工事内容に応じて試掘調査、工事立ち合い等を実施し、埋蔵文化財の適切な保存を図る。

【実施内容】

国・県の補助金を受けて各種開発の試掘調査を実施した。

【評価】

開発などに伴う試掘調査を1件実施。遺構・遺物は確認されず記録保存を目的とした発掘調査の実施には至らなかったが、文化財保護の観点から必要である。

【歳入】

- ①国庫補助金 49 千円(国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)

【歳出】

- ①報酬 12 千円(会計年度任用職員報酬) ②共済費 1 千円(労災保険料)
- ③旅費 1 千円(会計年度任用職員通勤手当) ④需用費 9 千円(消耗品費)
- ⑤役務費 5 千円(仮設トイレ汲み取り手数料) ⑥使用料及び賃借料 395 千円

【課題】

試掘調査は不定期的な勤務であるため会計年度任用職員で発掘作業員に応募する者が少なく、作業員の確保に苦慮している。人材派遣を利用することも検討しているが、緊急の場合に対応できないなどの課題がある。

(4) 史跡甲斐国分寺跡整備事業

【予算、決算額等】

事業予算額 105,511 千円 支出済額 72,395 千円(執行率)68.6%
財源内訳 国庫補助金 48,891 千円 県補助金 3,445 千円 その他 13,811 千円
一般 6,248 千円

【事業目的】

国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の保存整備を行う。

【実施内容】

史跡の公有地化(史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の公有地化)を実施し、甲斐国分寺跡

整備基本計画を策定した。甲斐国分寺跡の史跡整備に向けた回廊跡北東隅位置確定・回廊跡南西隅位置確定、西基壇建物跡の南北規模及び位置確定、回廊跡・西基壇建物跡の遺構保存状態の把握・確認のため試掘調査を実施した。

史跡の環境維持管理等を実施した。

【評価】

史跡甲斐国分寺跡の公有地化が予定どおり完了したが、甲斐国分尼寺跡の公有地化についてはR7 繰越明許となった。

(ア)史跡甲斐国分寺(公有地化) 581.0 m²(畑)

(イ)史跡甲斐国分尼寺(公有地化予定) 324.92 m²(宅地)※R7 繰越事業

令和5年度に史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画を策定し、その価値を確実に未来へ継承していくための方法や活用、整備、管理運営の方向性等を明文化し史跡整備を推進していくことが必要である。そのために整備基本計画を2カ年で策定している段階である。

【歳入】

①国庫補助金 48,891 千円(文化庁文化財保存事業費関係補助金)

②県補助金 3,445 千円(県文化財保存事業費補助金)

③その他 13,811 千円(まちづくり基金繰入金)

【歳出】

①報酬 379 千円(会計年度任用職員) ②共済費 1 千円 ③報償費 694 千円

④旅費 251 千円(費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員通勤手当)

⑤需用費 358 千円(消耗品費、食糧費、印刷製本費)

⑥役務費 120 千円(通信運搬費、手数料、保険料)

⑦委託料 12,538 千円 ⑧使用料及び賃借料 291 千円 ⑨原材料費 33 千円

⑩公有財産購入費 10,338 千円 ⑪負担金、補助及び交付金 70 千円

⑫補償、補填及び賠償金 47,322 千円

【課題】

史跡甲斐国分寺・甲斐国分尼寺の公有地化を進めるとともに、史跡の保存・整備のために整備基本計画を策定し、その後基本設計を策定し実施設計に基づいて史跡整備を行う必要があり、長期的な視野に立った計画が必要である。また、史跡整備にあたり不明確な部分を解明するため、発掘調査(内容確認調査)を行いデータ収集する必要がある。

(5) 文化財保存整備事業

【予算、決算額等】

事業予算額 7,765 千円 支出済額 6,831 千円(執行率)88.0%

財源内訳 一般 6,831 千円

【事業目的】

国分寺跡、国分尼寺跡、寺本廃寺跡、岡・銚子塚古墳、竜塚古墳など市内の史跡について除草、剪定などの日常管理を行う。また、保存整備を行う。

【実施内容】

史跡の除草管理等環境整備、支障木の除伐管理を実施した。

【評価】

国分寺跡、尼寺跡、寺本廃寺跡、岡・銚子塚古墳、竜塚古墳などの環境を維持管理するための除草作業・支障木伐採を実施した。

【歳出】

①報償費 529 千円 ②需用費 515 千円(消耗品費 161 千円、燃料費 4 千円、修繕料 350 千円) ③委託料 5,787 千円

【課題】

近年の著しい雑草繁茂の状況に対応するため、国分寺跡、国分尼寺跡ほか市内史跡等の除草作業が効率よく行えるよう、シルバー人材センターとの連携をより一層進めていく必要がある。

(6) 笛吹市博物館管理運営事業

【予算、決算額等】

事業予算額 12,091 千円 支出済額 7,952 千円(執行率)87.5%

財源内訳 その他 3,187 千円(使用料、雑入、基金繰入金) 一般 7,394 千円

【事業目的】

市の歴史資料・民俗資料等を保存、展示し、郷土学習の機会を提供する。

【実施内容】

春日居郷土館では常設展「笛吹市の歴史」とともに、「写真で見る 20 年の変化展」「わが町の八月十五日展」、「やまなしおもしろかるた展」などの企画展を開催した。また、老朽化した受変電設備機器、養鯉池浄化システムの改修工事を行った。八代郷土館では民具を展示し、小学校の学習利用があった。

【評価】

令和 6 年度の春日居郷土館入館者は 2,176 人で前年度より微増し、八代郷土館では 4 校の学校利用があり、前年度の 3 校より増加した。

【歳入】

①文化施設使用料 104 千円(春日居郷土館使用料)

②教育費雑入 25 千円(社会教育図書頒布代)

③公共施設整備基金繰入金 3,058 千円

【歳出】

①報酬 88 千円(博物館運営協議会委員報酬)

②報酬 2,577 千円(会計年度任用職員報酬・春日居郷土館管理人)

③旅費 72 千円(会計年度任用職員通勤手当)

④需用費 544 千円(消耗品費 204 千円、印刷製本費 83 千円、光熱水費 110 千円、修繕料 120 千円、飼料費 27 千円)

⑤役務費 178 千円(通信運搬費) ⑥委託料 2,088 千円

⑦使用料及び賃借料 168 千円((春日居郷土館複写機賃借料)

⑧工事請負費 4,866 千円

【課題】

常設展・企画展ともに観覧者数や見学に訪れる学校数などで例年並みの成果が得られたが、収蔵庫には展示されていない資料も多数あり、資料整理を進めるとともに展示方法に工夫が必要である。

(7) 八田御朱印公園管理事業

【予算、決算額等】

事業予算額 8,632 千円 支出済額 7,923 千円(執行率)91.8%

財源内訳 その他 772 千円(使用料・基金繰入金) 一般 7,151 千円

【事業目的】

八田御朱印公園及び八田家書院を維持管理し、市民に憩いの場と文化財建造物に触れる機会を提供する。

【実施内容】

八田御朱印公園は、維持管理を指定管理者に委託した。八田家書院は公開日を土曜・日曜・祝日にして、平日は予約制で文化財課直営による管理運営を行った。3月～5月に雛飾りと武者飾りの展示を実施した。文化協会の協力を得て5月と10月に子どもお茶会、3月に体験お茶会、10月と11月、1月に作品展を実施した。また経年により劣化した畳表、ふすま、障子の貼替を実施した。

八田御朱印公園利用者数

指定管理者目視による計測 4,308 人 八田家書院入館者数 812 人

【評価】

文化協会と協力した催し物の開催は、昨年までのお茶会2回に比較して6回に増加し、八田家書院を発表の場として利用できることが多くの人に知られるようになった。

【歳入】

①文化施設使用料 107 千円(八田家書院観覧料)

②まちづくり基金繰入金 665 千円

【歳出】

①報酬 633 千円(会計年度任用職員報酬、八田家書院管理人)

②報償費 33 千円(子どもお茶会謝礼)

③旅費 9 千円(会計年度任用職員通勤手当)

④需用費 1,365 千円(消耗品 7 千円、光熱水費 322 千円、修繕料 1,036 千円)

⑤役務費 47 千円(通信運搬費)

⑦委託料 5,806 千円(指定管理委託料 4,373 千円、委託料その他 1,433 千円)

【課題】

八田家書院の利用を進めるため、市内の文化団体と連携を深めていく必要がある。

(8) 青楓美術館管理運営事業

【予算、決算額等】

事業予算額 5,964 千円 支出済額 5,236 千円(執行率)87.8%

財源内訳 その他 350 千円(使用料、雑入、基金利子) 一般 4,886 千円

【事業目的】

津田青楓の作品を保管・展示し、市民が芸術に親しむ機会を創出する。

【実施内容】

上半期は「青楓の四季」、下半期は「青楓美術館 50 年のあゆみ」をテーマに展示した。エントランススペースなどを利用して市民作品を展示する「ぶどう畑のアートギャラリー」、「絵手紙展」を開催した。青楓美術館開館 50 周年にあたり「再発見！津田青楓の魅力」をテーマにシンポジウムを開催するとともに、有志によるコンサートを 3 回開催した。また、青楓作品を所有する個人 3 人から作品寄贈の申し出があり、168 点が新収蔵資料として寄贈された。

入館者数 1,893 人

【評価】

50 周年記念シンポジウムは 80 人の参加者があり、青楓の魅力を多くの人に知ってもらえる機会となった。また、有志によるコンサートの開催は、市民が芸術に親しむ活動の場として美術館を活用する試みとなった。

【歳入】

①文化施設使用料 216 千円(青楓美術館入館料)

②教育費雑入 133 千円(社会教育図書等頒布代)

③青楓美術館運営基金運用利子 1 千円

【歳出】

①報酬 20 千円(青楓美術館運営協議会委員報酬)

②報酬 2,246 千円(会計年度任用職員報酬・青楓美術館管理人)

③報償費 177 千円(50 周年記念シンポジウム講師謝礼)

④旅費 32 千円(会計年度任用職員通勤手当)

⑤需要費 1,336 千円(消耗品費 167 千円、印刷製本費 230 千円、光熱水費 673 千円、修繕料 266 千円) ⑥役務費 48 千円(通信運搬費)

⑦委託料 1,085 千円 ⑧使用料及び賃借料 292 千円

【課題】

新たに多数の資料が寄贈されたことによって、収蔵庫がほぼ一杯になってしまった。また、コンサートは 1 階展示室で開催したがほぼ満席だった。収蔵庫・展示室ともに現在以上の活動を行うには手狭であることが感じられた。

3 総括

市内の指定文化財の保存に取り組み、発掘調査や文献調査の成果などを公開しています。また、春日居郷土館や青楓美術館の展示、出前講座や歴史散策会により歴史や文化を学ぶ機会を提供することで、「地域の文化を育み伝える環境づくり」を行っています。

史跡甲斐国分寺跡については公有地化を進め整備基本計画の策定に取り組んでいます。文化施設の入館者数やイベント参加者数は、前年度と比較してほぼ横ばいでありま

が、八田家書院における文化協会の展示や青楓美術館の有志によるコンサートなど市民の文化活動による利用が増加しています。それに対して施設の大きさによる制約などが課題となっています。

第5節 図書館

1 組織、分掌事務及び職員

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
館長	図書館所管事務の統括	1
石和図書館	貸出業務、レファレンス、相互貸借、図書選書及び受入他	3(10)
御坂図書館	貸出業務、レファレンス、相互貸借、図書選書及び受入他	(8)
一宮図書館	貸出業務、レファレンス、相互貸借、図書選書及び受入他	(8)
八代図書館	貸出業務、レファレンス、相互貸借、図書選書及び受入他	1
春日居ふるさと図書館	貸出業務、レファレンス、相互貸借、図書選書及び受入他	(5)
	正規 5 人、会計年度任用職員 週 5 日 17 人、週 2 日 3 人、週 1 日 11 人 ()は会計年度任用職員	5(31)

2 担当課実施事業 事務事業 8 事業

図書館は、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を目指している。市内 5 ヶ所の図書館を運営し相互連携を図る中で、蔵書の充実や市内相互貸借による利用者へのサービス向上に努め、8 事務事業を実施した。

主要事業概要(点検・評価対象事業 1 事業)

(1) 図書館管理運営事業

【予算、決算額等】

事業予算額 16,454 千円 支出済額 16,262 千円(執行率)98.8%

財源内訳 その他 60 千円(使用料、基金繰入金) 一般 16,202 千円

【事業目的】

市民が利用しやすい環境を整備し、誰でも学べる生涯学習施設として市内図書館を管理運営する。

【実施内容】

市内図書館 5 館が連携して業務の効率化を図り、おはなし会等による子育て支援や課題解決の手伝い、図書資料の貸出などにより読書の推進を行う。

【評価】

地域の情報拠点として、市民に役立つ図書館サービスを行った。イベントは基本的に、申込み不要とし、定員のあるものは人数を増やして開催し、子どもから大人まで幅広く図書に触れる機会を増やすことができるように努めた。蔵書点検や館内整備により利用しやすいスペースを確保して利用促進に努めた。

図書館バリアフリー化の一環として「りんごの棚」を設置し、大活字本の充実を図り、好評を得ている。

図書資料数 488,090 点 図書資料貸出数 305,306 点

【歳入】

- ①視聴覚ホール使用料 10 千円
- ②まちづくり基金繰入金 50 千円

【歳出】

- ①需用費 4,161 千円(消耗品費、食糧費)
- ②役務費 491 千円(通信運搬費、手数料)
- ③委託料 11 千円(視聴覚ホールの映像設備点検委託料)
- ④使用料及び賃借料 676 千円(コピー機使用料等)
- ⑤備品購入費 10,923 千円(図書資料、視聴覚資料)

【課題】

年間利用者数は前年度より 1 割増しになったが、資料貸出数は前年度とそれほど変わらなかった。これは、図書館内での資料閲覧者や学習席利用者の増加がみられたが、貸出しには繋がらなかったと考えられる。貸出しに繋がるような資料の紹介やイベントを企画し、貸出数の増加を図っていく。

市民が求める図書等の資料を充実させる。また、県立、市外図書館と連携し、相互貸借により利用者の利便性を向上させる。

3 総括

図書館は市民の学びの場であり憩いの場でもある。学習・交流の拠点として利用環境の向上に努めるとともに、資料の充実や子育て支援、課題解決の手伝い等を行い、誰もが気軽に利用できる環境づくりを推進してきた。

今後も、利用しやすい図書館づくりに努めたい。

令和6年度事務事業一覧表

○は第二次笛吹市総合計画実施計画に掲載。(重点)は重点事業

No.	担当課	事務事業名	R6決算額(千円)	備考
1	教育総務課	教育委員運営事業	1,081	
2	教育総務課	教育団体補助金交付事業	910	
3	教育総務課	職員人件費(教育総務課)	58,531	
4	教育総務課	教育長人件費	13,604	
5	教育総務課	教育総務事業	6,572	
6	教育総務課	教育交流事業	0	○
7	教育総務課	公用自動車管理事業	796	
8	教育総務課	施設等利用費給付事業	0	
9	教育総務課	補足給付費補助事業	0	
10	教育総務課	施設整備維持管理事務	45,124	
11	教育総務課	学校トイレ洋式化検討事業	19,525	○(重点)
12	教育総務課	小学校施設設備維持管理事業	34,610	
13	教育総務課	小学校施設計画の改修事業(繰越明許含む)	257,983	○
14	教育総務課	中学校施設設備維持管理事業	11,080	
15	教育総務課	中学校施設計画の改修事業(繰越明許含む)	90,172	○
16	教育総務課	御坂中学校校舎等改築事業(繰越明許含む)	810,279	○(重点)
17	教育総務課	社会教育施設整備事業	12,769	
18	教育総務課	体育施設整備事業	11,424	
19	教育総務課	学校給食調理施設整備事業	11,329	
20	教育総務課	学校徴収金徴収事務事業	2,123	○
21	教育総務課	職員人件費(学校給食)	41,013	
22	教育総務課	学校給食総務事業	49,741	
23	教育総務課	給食調理業務委託事業	257,287	
24	教育総務課	学校給食費管理事業	323,510	○
25	教育総務課	学校給食アレルギー対応事業	17,299	○
26	教育総務課	学校給食費無償化事業	11,808	
27	教育総務課	小中学校給食運営事業	8,817	○
28	教育総務課	共同調理場事業	65,823	○

No.	担当課	事務事業名	R6決算額(千円)	備考
1	学校教育課	職員人件費（学校教育課）	97,477	
2	学校教育課	小中学校学校教育事業	82,312	
3	学校教育課	教育相談事業	29,873	○
4	学校教育課	特別支援教育就学支援事業	116	
5	学校教育課	小中学校 I C T 環境維持整備事業	287,063	○
6	学校教育課	外国語指導助手設置事業	44,528	○
7	学校教育課	スクールバス運営事業	22,060	
8	学校教育課	ことばと発達のサポートルーム設置事業	8,429	
9	学校教育課	学校プール民間活用事業	4,992	○
10	学校教育課	小学校社会科副読本編集事業	4,287	
11	学校教育課	小学校学校教育事業	211,373	○
12	学校教育課	小学校校医等配置事業	10,863	
13	学校教育課	就学時健康診断事業	1,380	
14	学校教育課	小学校要保護及準要保護児童援助事業	8,863	○
15	学校教育課	小学校特別支援教育就学奨励事業	640	
16	学校教育課	教師用教科書・指導書等整備事業(小学校)	9,018	
17	学校教育課	学力向上支援スタッフ配置事業	466	
18	学校教育課	小学校維持管理事業	76,522	
19	学校教育課	小学校教育振興事業	64,911	
20	学校教育課	職員人件費(中学校)	9,455	
21	学校教育課	中学校学校教育事業	72,230	○
22	学校教育課	中学校校医等配置事業	4,199	
23	学校教育課	中学校要保護及準要保護生徒援助事業	12,756	○
24	学校教育課	中学校特別支援教育就学奨励事業	704	
25	学校教育課	教師用教科書・指導書等整備事業(中学校)	15,941	
26	学校教育課	部活動指導員任用事業	2,648	
27	学校教育課	中学校維持管理事業	44,097	
28	学校教育課	中学校教育振興事業	41,801	

No.	担当課	事務事業名	R6決算額(千円)	備考
1	生涯学習課	職員人件費（生涯学習課）	62,311	
2	生涯学習課	社会教育事業	897	
3	生涯学習課	ふえふき文化・スポーツ振興財団支援事業	15,930	
4	生涯学習課	文化振興事業	6,241	○
5	生涯学習課	俳句の里づくり推進事業	3,235	○
6	生涯学習課	山廬施設取得事業	5,811	
7	生涯学習課	公民館管理事業	473	
8	生涯学習課	市民講座事業	12,564	○
9	生涯学習課	社会教育施設照明・空調設備等維持管理事業	110,495	○
10	生涯学習課	青少年育成事業	8,378	○
11	生涯学習課	二十歳の誓い事業	3,298	
12	生涯学習課	放課後子ども教室事業	8,879	○
13	生涯学習課	学校等支援事業	3,298	
14	生涯学習課	ふえふき・さど児童地域間交流事業	361	
15	生涯学習課	スコレーセンター・パリオ指定管理運営事業	31,516	
16	生涯学習課	いちのみや桃の里ふれあい文化館指定管理運営事業	38,578	
17	生涯学習課	八代総合会館等指定管理運営事業	24,633	
18	生涯学習課	境川総合会館指定管理運営事業	11,192	
19	生涯学習課	芦川グリーンロッジ・やすらぎの里指定管理運営事業	6,039	
20	生涯学習課	学びの杜みさか管理運営事業	6,444	
21	生涯学習課	御坂生涯学習センター管理運営事業	8,512	
22	生涯学習課	御坂地区陶芸施設管理運営事業	287	
23	生涯学習課	めぐり情報ステーション管理運営事業	6,351	
24	生涯学習課	芦川ふるさと総合センター管理運営事業	2,124	
25	生涯学習課	社会教育施設計画的改修事業	493 明許繰越46,280	○
26	生涯学習課	八代総合会館改修事業	4,958	○（重点）
27	生涯学習課	スコレーパリオ改修事業	2,310	
28	生涯学習課	保健体育総務事業	637	
29	生涯学習課	スポーツ傷害見舞金制度事業	599	
30	生涯学習課	ヴァンフォーレ甲府支援事業	84	

No.	担当課	事務事業名	R6決算額(千円)	備考
31	生涯学習課	スポーツ推進審議会設置事業	96	
32	生涯学習課	スポーツ協会運営支援事業	8,733	○
33	生涯学習課	スポーツ少年団支援事業	2,940	○
34	生涯学習課	スポーツ推進委員設置事業	3,070	
35	生涯学習課	社会体育指導員設置事業	3,594	
36	生涯学習課	桃の里マラソン大会事業	7,667	
37	生涯学習課	全国ゲートボール大会事業	1,511	
38	生涯学習課	国際・県外大会出場補助事業	1,350	
39	生涯学習課	スポーツ振興事業	1,734	○
40	生涯学習課	多目的広場管理運営事業	189	
41	生涯学習課	石和中央テニスコート等指定管理事業	26,111	
42	生涯学習課	花鳥の里スポーツ広場等指定管理事業	23,450	
43	生涯学習課	御坂成田弓道場指定管理事業	140,000	
44	生涯学習課	いちのみや桃の里スポーツ公園等指定管理事業	24,912	
45	生涯学習課	若彦路ふれあいスポーツ館等指定管理事業	14,040	
46	生涯学習課	境川スポーツセンター指定管理事業	14,797	
47	生涯学習課	境川弓道場指定管理事業	140	
48	生涯学習課	芦川スポーツ広場指定管理事業	871	
49	生涯学習課	春日居スポーツ広場等指定管理事業	5,154	
50	生涯学習課	春日居弓道場指定管理事業	232	
51	生涯学習課	春日居柔剣道場管理運営事業	11	
52	生涯学習課	行政区管理スポーツ広場等維持管理事業	0	
53	生涯学習課	社会体育施設等夜間照明設備維持管理事業	50,820	
54	生涯学習課	学校開放体育施設管理事業	2,713	
55	生涯学習課	石和地区スポーツ振興事業	53	
56	生涯学習課	部活動地域移行推進事業	129	
57	生涯学習課	体育施設計画的改修事業	5,863	○
58	生涯学習課	石和中央テニスコート改修事業	288,315	○（重点）
59	生涯学習課	石和清流館改修事業	2,030	

No.	担当課	事務事業名	R6決算額(千円)	備考
1	文化財課	写真で見る20年展事業	1,056	
2	文化財課	職員人件費（文化財課）	52,958	
3	文化財課	文化財保護総務事務	3,285	
4	文化財課	文化財保護事業	2,406	○
5	文化財課	文化財活用事業	1,826	○
6	文化財課	埋蔵文化財発掘調査事業	423	○
7	文化財課	史跡甲斐国分寺跡整備事業	72,396	○
8	文化財課	文化財保存整備事業	6,831	○
9	文化財課	文化財保護審議会事務	108	
10	文化財課	釈迦堂遺跡博物館組合負担金事務	25,131	
11	文化財課	笛吹市博物館管理運営事業	10,581	○
12	文化財課	八田御朱印公園管理事業	7,923	○
13	文化財課	青楓美術館管理運営費	5,236	○
1	図書館	図書館総務事業	74,440	
2	図書館	石和図書館管理運営事業	6,182	○ ※2～6一括掲載
3	図書館	御坂図書館管理運営事業	3,748	○ ※2～6一括掲載
4	図書館	一宮図書館管理運営事業	3,683	○ ※2～6一括掲載
5	図書館	八代図書館管理運営事業	720	○ ※2～6一括掲載
6	図書館	春日居図書館管理運営事業	1,929	○ ※2～6一括掲載
7	図書館	職員人件費（図書館）	46,574	
8	図書館	図書館システム更新事業	29,922	